

## 令和6(2024)年度介護保険施設等に対する運営指導の実施方針

### 1 目的

介護保険施設等の支援を基本として、介護保険施設等が行う居宅サービス、施設サービス及び介護予防サービスの質的向上並びに介護給付及び予防給付の適正化を図ることを目的として運営指導を実施する。

### 2 実施方針

指定等の有効期間（6年）内に少なくとも1回以上実施することを基本とし、事業所の運営状況を踏まえながら、効果的な指導を行うため、実施頻度にメリハリをつけて事業所を選定し、実地で行う。

なお、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底し、感染症拡大予防に配慮した上で、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を実施する。

#### (1) 実施周期等

- ア 指定有効期間内（6年間）に1回以上を基本とする
- イ 介護保険施設については、概ね3年に1回行う
- ウ 新設の介護保険施設は、設置後3年の期間に必要な応じて毎年度行う
- エ ア～ウにかかわらず、苦情や内部告発が寄せられた事業所（ともに監査は要しないと判断される場合に限る。）に対しては、適宜運営指導を行う。

また、指導の結果、継続して指導を行う必要があると認められる事業所に対しては、継続して指導を行う。

#### (2) 監査への移行

運営指導により、以下に該当する状況を確認した場合は、「栃木県介護保険施設等監査実施要領」に定める監査を実施する。

- ア 著しい運営基準違反が疑われる場合
- イ 介護給付費等の請求に関して、不正又は著しい不当が疑われる場合
- ウ 高齢者虐待又は介護保険法に基づく人格尊重義務違反が疑われる場合

### 3 確認項目及び重点事項

#### (1) 確認項目

運営指導は、指導の標準化・効率化及び事業所の負担軽減を図る観点から、国が示した「介護保険施設等運営指導マニュアル」に定める「確認項目及び確認文書」に基づき実施する。ただし、事業所の人員、設備及び運営に関して疑義が生じる又は不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、これによらずに行うものとする。

#### (2) 重点事項

昨年度までの指導結果等を踏まえ、次のとおり確認すべき事項を定める。特に令和3年度報酬改定において令和6年度から義務化された事項についての取組状況を確認し、必要な指導を行う。

##### ① 利用者処遇

- ア 利用者の状況等を踏まえたサービス計画の作成、モニタリング及び計画の見直し
- イ 身体的拘束等の適正化に関する取組

- ウ 事故防止、発生時の適切な対応、再発防止のための取組及び服薬管理
  - エ 苦情解決体制の充実・徹底
  - ② 非常災害対策
    - ア 非常災害対策計画の見直し、訓練等による実効性の確保、地域との連携
    - イ 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設に該当する場合は、避難確保計画の作成、訓練の実施、市町長への報告（避難確保計画・訓練結果）
  - ③ 感染症対策
    - ア 感染症対策の管理体制の構築、感染予防対策の徹底
    - イ 委員会の開催・従業者への周知徹底、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施
  - ④ 業務継続計画
    - ア 業務継続計画の作成（感染症に係る業務継続計画・災害に係る業務継続計画）
    - イ 研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施
  - ⑤ 高齢者虐待防止
    - ア 虐待の未然防止、早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応
    - イ 委員会の開催・従業者への周知、指針の整備、研修の実施、担当者の設置
    - ウ 運営規程における「虐待の防止のための措置に関する事項」の定め
  - ⑥ 栄養ケア・計画（介護保険施設対象）
    - ア 入所者全員に対する栄養ケア計画の作成
    - イ 栄養状態の記録、ケア計画の定期的な評価、見直し
  - ⑦ 口腔衛生管理（介護保険施設対象）
    - ア 歯科医師又は歯科衛生士における技術的助言及び指導
    - イ 口腔衛生管理体制に係る計画の作成
  - ⑧ 報酬請求
    - ア 介護職員処遇改善加算等による賃金改善
  - ⑨ 有料老人ホーム等に併設する事業所の運営
- (3) その他
- 令和6年度基準省令改正に伴い新設された指定基準のうち、経過措置期間が設けられた事項（重要事項等の情報についてのウェブサイトでの掲載・公表、業務継続計画の策定等）について、取組状況を確認し、必要な助言を行う。